

那覇市公報

号外第 7 1 4 号その 4

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

- 那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(ちゃーがんじゅう課)…………… 1930

条 例

那覇市条例第51号

平成24年12月28日

那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

第1節 基本方針等(第5条・第6条)

第2節 人員に関する基準(第7条・第8条)

第3節 設備に関する基準(第9条)

第4節 運営に関する基準(第10条—第43条)

第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例(第44条・第45条)

第3章 夜間対応型訪問介護

第1節 基本方針等(第46条・第47条)

第2節 人員に関する基準(第48条・第49条)

第3節 設備に関する基準(第50条)

第4節 運営に関する基準(第51条—第60条)

第4章 認知症対応型通所介護

第1節 基本方針(第61条)

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護(第62条—第64条)

第2款 共用型指定認知症対応型通所介護(第65条—第67条)

第3節 運営に関する基準(第68条—第81条)

第5章 小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針(第82条)

第2節 人員に関する基準(第83条—第85条)

第3節 設備に関する基準(第86条・第87条)

第4節 運営に関する基準(第88条—第109条)

第6章 認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針(第110条)

第2節 人員に関する基準(第111条—第113条)

第3節 設備に関する基準(第114条)

第4節 運営に関する基準(第115条—第129条)

第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針(第130条)

第2節 人員に関する基準(第131条・第132条)

第3節 設備に関する基準(第133条)

第4節 運営に関する基準(第134条—第150条)

第8章 複合型サービス

第1節 基本方針(第151条)

第2節 人員に関する基準(第152条—第154条)

第3節 設備に関する基準(第155条・第156条)

第4節 運営に関する基準(第157条—第163条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、本市が指定する指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域密着型サービス事業者 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業を行う者をいう。
- (2) 指定地域密着型サービス事業者 法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。
- (3) 指定地域密着型サービス 法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。
- (4) 利用料 法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費の支給の

対象となる費用に係る対価をいう。

- (5) 地域密着型介護サービス費用基準額 法第42条の2第2項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。)をいう。
- (6) 法定代理受領サービス 法第42条の2第6項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型サービス事業者を支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービスをいう。
- (7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (8) 協力医療機関 当該指定地域密着型サービス事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。
- (9) 協力歯科医療機関 当該指定地域密着型サービス事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。

(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)

第3条 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。)その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(解釈及び運用)

第4条 この条例の規定は、指定地域密着型サービスの事業に関する国の通知等において示された基準の趣旨及び内容に照応するように、これを解釈し、運用するものとする。

第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

第1節 基本方針等

(基本方針)

第5条 指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

第6条 前条に規定する援助を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。

- (1) 訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ)が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(以下この章において「定期巡回サービス」という。)
- (2) あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。以下この章において同じ)による対応の要否等を判断するサービス(以下この章において「随時対応サービス」という。)
- (3) 随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話(以下この章において「随時訪問サービス」という。)
- (4) 法第8条第15項第1号に該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部として看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助(以下この章において「訪問看護サービス」という。)

第2節 人員に関する基準

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者(以下この章におい

て「事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この章において「従業者」という。)の職種及び員数は、次のとおりとする。

- (1) オペレーター(随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの通報に対応する従業者をいう。以下同じ。) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯(以下「提供時間帯」という。)を通じて1人以上確保されるために必要な数以上
- (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上
- (3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1人以上確保されるために必要な数以上
- (4) 訪問看護サービスを行う看護師等 次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める員数

ア 保健師、看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。) 常勤換算方法で2.5人以上

イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 事業所の実情に合わせた適当数

- 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は第1項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(指定訪問介護事業所の訪問介護員であってサービス提供の責任者として専ら訪問介護の職務に従事するものをいう。以下同じ。)の業務に3年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる。
- 3 オペレーターのうち1人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等でなければならない。
- 4 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受けつける業務に従事することができる。

- 5 事業所に次の各号に掲げるいずれかの施設等が併設されている場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
- (1) 指定短期入所生活介護事業所
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所
 - (3) 指定特定施設
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (6) 指定地域密着型特定施設
 - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (8) 指定複合型サービス事業所
 - (9) 指定介護老人福祉施設
 - (10) 介護老人保健施設
 - (11) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(以下「平成18年旧介護保険法」という。)第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設
- 6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。
- 7 午後6時から午前8時までの間は、当該事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
- 8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間は、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。
- 9 看護職員のうち1人以上は、常勤の保健師又は看護師(以下「常勤看護師等」とい

う。)でなければならない。

- 10 看護職員のうち1人以上は、提供時間帯を通じて、事業者との連絡体制が確保された者でなければならない。
- 11 事業者は、事業所ごとに、従業者であって看護師、介護福祉士等であるもののうち1人以上を、利用者に対する第27条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者(以下この章において「計画作成責任者」という。)としなければならない。
- 12 事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、人員に関する基準を満たすときは、当該看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第8条 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

- 第9条 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、事業所ごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。ただし、第1号に掲げる機器等については、事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。
 - (1) 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等
 - (2) 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等
 - 3 事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに

通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。

- 4 事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定夜間対応型訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第50条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

- 第10条 事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第32条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- （1） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 事業者の使用する電子計算機と利用申込者又はその家族の使用する電子計算機を接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 事業者の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用する電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用する電子計

算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

- (2) 磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、事業者の使用する電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち事業者が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第11条 事業者は、正当な理由なく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第13条 事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 事業者は、前項の被保険者証に、法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するように努めなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助）

第14条 事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 事業者は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第15条 事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章及び第68条において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（居宅介護支援事業者等との連携）

第16条 事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介

護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）

第17条 事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を本市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）

第18条 事業者は、居宅サービス計画（施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。

（居宅サービス計画等の変更の援助）

第19条 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第20条 事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第21条 事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日及び内容、法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、提供した

具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（利用料等の受領）

第22条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第23条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した訪問介護看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針）

第24条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるものでなければなら

い。

- 2 事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針）

第25条 従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 定期巡回サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画(以下第27条まで「サービス計画」という。)に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うものとする。
- (2) 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。
- (3) 随時訪問サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うものとする。
- (4) 訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及びサービス計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行うものとする。
- (5) 訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導等を行うものとする。
- (6) 特殊な看護等については、これを行ってはならないものとする。
- (7) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、懇切丁寧にを行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり利用者から合鍵を

預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付するものとする。

（主治の医師との関係）

第26条 事業所の常勤看護師等は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理をしなければならない。

2 事業者は、訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

3 事業者は、主治の医師に次条第1項に規定するサービス計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び同条第11項に規定する訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

4 医療機関が当該事業所を運営する場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示並びに前項のサービス計画及び訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

（サービス計画等の作成）

第27条 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載したサービス計画を作成しなければならない。

2 サービス計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。ただし、サービス計画における指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に定められた指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。この場合において、計画作成責任者は、当該サービス計画を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提出するものとする。

3 サービス計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支

援する上で解決すべき課題を把握することをいう。)の結果を踏まえ、作成しなければならない。

- 4 訪問看護サービスの利用者に係るサービス計画については、第1項に規定する事項に加え、当該利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しなければならない。
- 5 計画作成責任者が常勤看護師等でない場合には、常勤看護師等は、前項の記載に際し、必要な指導及び管理を行うとともに、次項に規定する利用者又はその家族に対するサービス計画の説明を行う際には、計画作成責任者に対し、必要な協力を行わなければならない。
- 6 計画作成責任者は、サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 7 計画作成責任者は、サービス計画を作成した際には、当該サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 計画作成責任者は、サービス計画の作成後、当該サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該サービス計画の変更を行うものとする。
- 9 第1項から第7項までの規定は、前項に規定するサービス計画の変更について準用する。
- 10 訪問看護サービスを行う看護師等(准看護師を除く。)は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。
- 11 常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 12 前条第4項の規定は、サービス計画(訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。)及び訪問看護報告書の作成について準用する。
(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第28条 事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(随時対応サービスを除く。)の提供をさせてはならない。
(利用者に関する本市への通知)

第29条 事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者が

次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
- (緊急時等の対応)

第30条 従業者は、現に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っている場合において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要なときは、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。

(管理者等の責務)

第31条 事業所の管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

- 2 事業所の管理者は、当該事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 計画作成責任者は、事業所に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整等のサービス内容の管理を行うものとする。

(運営規程)

第32条 事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法

(8) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第33条 事業者は、利用者に対し適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供できるよう、事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めておかなければならない。

2 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業員によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、随時訪問サービスについては、他の訪問介護事業所等との連携を図ることにより当該事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を、契約に基づいて、当該他の訪問介護事業所等の訪問介護員等に行わせることができる。

3 前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間に行われる随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の事業所間の契約に基づき、当該複数の事業所が密接な連携を図ることにより、利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

4 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第34条 事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第35条 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第36条 事業所の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、当該事業所の従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第37条 事業者は、事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第38条 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第39条 事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、法第23条の規定により本市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は本市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

4 事業者は、本市からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。

5 事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号

の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

- 6 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第40条 事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、本市の職員、当該事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね3月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者からの苦情に関して本市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第41条 事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければ

ばならない。

- 3 事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
（会計の区分）

第42条 事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第43条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画
- (2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第26条第2項に規定する主治の医師による文書の指示
- (4) 第27条第10項に規定する訪問看護報告書
- (5) 第29条に規定する本市への通知に係る記録
- (6) 第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及びに運営に関する基準の特例

（適用除外）

第44条 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち法第8条第15項第2号に該当するものをいう。次条において同じ。）の事業を行う者（以下「連携型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「連携型事業所」という。）ごとに置くべき従業者の職種及び員数については、第7条 第1第項4号、第9項、第10項及び第12項の規定は適用しない。

- 2 連携型事業者については、第26条、第27条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）、第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）及び第10項から

第12項まで並びに第43条第2項第3号及び第4号の規定は適用しない。

（指定訪問看護事業者との連携）

第45条 連携型事業者は、連携型事業所ごとに、当該連携型事業所の利用者に対して指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携しなければならない。

2 連携型事業者は、連携する指定訪問看護事業者との契約に基づき、当該指定訪問看護事業者から、次に掲げる事項について必要な協力を得なければならない。

（1） 第27条第3項に規定するアセスメント

（2） 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保

（3） 第40条第1項に規定する介護・医療連携推進会議への参加

（4） その他連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たって必要な指導及び助言

第3章 夜間対応型訪問介護

第1節 基本方針等

（基本方針）

第46条 指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護（以下「指定夜間対応型訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものでなければならない。

（指定夜間対応型訪問介護）

第47条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）の訪問の可否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第1

項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。

- 2 オペレーションセンターは、通常の事業の実施地域内に1か所以上設置しなければならない。ただし、定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けることにより適切にオペレーションセンターサービスを実施することが可能であると認められる場合は、オペレーションセンターを設置しないことができる。

第2節 人員に関する基準

（訪問介護員等の員数）

第48条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下この章において「事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この章において「従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。

- (1) オペレーションセンター従業者 オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者（以下この章において同じ。）として1人以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1人以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上とする。
- (3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1人以上確保されるために必要な数

以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

- 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者と連携を確保しているときは、3年以上サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。

（管理者）

第49条 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事することができるものとし、同一敷地内の他の事業所、施設等（当該事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事できるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第50条 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定夜間対応型訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、オペレーションセンターごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーター等に携帯させなければならない。ただし、第1号に掲げる機器等については、事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。

- (1) 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等
- (2) 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等

- 3 事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーションセンターに通報できる端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーションセンターに随時の通報ができる場合は、この限りでない。
- 4 事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第9条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針）

第51条 指定夜間対応型訪問介護は、定期巡回サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われるとともに、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行われるものとし、利用者が夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるものでなければならない。

- 2 事業者は、自らその提供する指定夜間対応型訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 事業者は、前項の評価について、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。

（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）

第52条 従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 定期巡回サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画(以下この条及び次条において「サービス計画」という。)に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うものとする。
- (2) 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーションセンター従業者は、利用者の面接及び1月ないし3月に1回程度の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。

- (3) 随時訪問サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うものとする。
- (4) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 従業者は、利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーション(那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 年那覇市条例第 号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。以下同じ。)第65条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。)への連絡を行う等の適切な措置を講ずるものとする。
- (7) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付するものとする。

(サービス計画の作成)

第53条 オペレーションセンター従業者(オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等。以下この章において同じ。)は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載したサービス計画を作成しなければならない。

- 2 サービス計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 オペレーションセンター従業者は、サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 オペレーションセンター従業者は、サービス計画を作成した際には、当該サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 オペレーションセンター従業者は、サービス計画の作成後、当該サービス計画の

実施状況の把握を行い、必要に応じて当該サービス計画の変更を行うものとする。

- 6 第1項から第4項までの規定は、前項に規定するサービス計画の変更について準用する。

（緊急時等の対応）

第54条 訪問介護員等は、現に指定夜間対応型訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（管理者等の責務）

第55条 事業所の管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 事業所の管理者は、当該事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- 3 オペレーションセンター従業者は、事業所に対する指定夜間対応型訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うものとする。

（運営規程）

第56条 事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定夜間対応型訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法
- (8) その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第57条 事業者は、利用者に対し適切な指定夜間対応型訪問介護を提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

- 2 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携を図ることにより当該事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、当該他の訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業が同一敷地内において、一体的に運営されている場合（第33条第2項ただし書きの規定により当該事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないときは市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所の従業者に行わせることができる。
- 4 事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（地域との連携等）

第58条 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定夜間対応型訪問介護に関する利用者からの苦情に関して本市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（記録の整備）

第59条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 夜間対応型訪問介護計画

- (2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (3) 次条において準用する第29条に規定する本市への通知に係る記録

- (4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

- (5) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際し

て採った処置についての記録

（準用）

第60条 第10条から第23条まで、第28条、第29条、第34条から第39条まで、第41条及び第42条の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第15条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等）」と、第28条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とするのは、「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

第4章 認知症対応型通所介護

第1節 基本方針

第61条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護

（従業者の員数）

第62条 単独型指定認知症対応型通所介護（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下この章において「単独型・併設型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「単独型・併設型事業所」という。）

ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下この章において「単独型・併設型通所介護」という。)の提供日ごとに、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間帯」という。)を通じて専ら当該単独型・併設型通所介護の提供に当たる生活相談員が1人以上確保されるために必要と認められる数
 - (2) 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護職員 単独型・併設型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1人以上及び提供時間帯を通じて専ら当該単独型・併設型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1人以上確保されるために必要と認められる数
 - (3) 機能訓練指導員 1人以上
- 2 単独型・併設型事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、前項第2号の看護職員又は介護職員を、常時1人以上当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護に従事させなければならない。
 - 3 第1項第2号の規定にかかわらず、同項の看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができるものとする。
 - 4 前3項の単独型・併設型通所介護の単位は、単独型・併設型通所介護であってその提供が同時に1人又は複数の利用者(当該単独型・併設型事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成 年那覇市条例第 号。以下「予防基準条例」という。)第6条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下この章において「単独型・併設型予防事業者」という。)の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項第1号に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下この章において「単独型・併設型介護予防」という。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に

あつては、当該事業所における単独型・併設型通所介護又は単独型・併設型介護予防の利用者。)に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員(当該単独型・併設型事業所において同時に単独型・併設型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)を12人以下とする。

- 5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設型事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 6 第1項の生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 単独型・併設型事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型通所介護の事業と単独型・併設型介護予防の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、予防基準条例第6条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第63条 単独型・併設型事業者は、単独型・併設型事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 単独型・併設型事業所の管理者は、適切な単独型・併設型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(設備及び備品等)

第64条 単独型・併設型事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げるもののうち、食堂、機能訓練室及び相談室の設備の基準は次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

- ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
- イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。
- (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する当該事業の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 単独型・併設型事業者が単独型・併設型予防事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型通所介護の事業と単独型・併設型介護予防の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、予防基準条例第8条から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第2款 共用型指定認知症対応型通所介護

(従業者の員数)

- 第65条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者若しくは入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護(以下「共用型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型通所介護の利用者(当該共用型事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における利用者)の数を合計した数について、第111条、第131条又は予防基準条例第72条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。
- 2 共用型事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せ

て受け、かつ、共用型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、予防基準条例第9条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（利用定員等）

第66条 共用型事業所の利用定員（当該共用型事業所において同時に共用型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、共用する指定認知症対応型共同生活介護事業所等の施設ごとに1日当たり3人以下とする。

2 共用型事業者は、法に規定する指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは介護療養型医療施設の運営（以下「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有するものでなければならない。

（管理者）

第67条 共用型事業者は、共用型事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 共用型事業所の管理者は、適切な共用型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

第68条 指定認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型事業者及び共用型事業者をいう。以下この節において「通所介護事業者」という。）は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（利用料等の受領）

第69条 通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 通所介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)

第70条 指定認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 通所介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 通所介護事業者は、前項の評価について、第三者による評価を受けるよう努めな

ければならない。

（指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）

第71条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定認知症対応型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行うものとする。
- (2) 指定認知症対応型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 認知症対応型通所介護従業者（第62条第1項又は第65条第1項の従業者をいう。以下この節において「従業者」という。）は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

（サービス計画の作成）

第72条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型事業所又は共用型事業所をいう。以下この節において「通所介護事業所」という。）の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画（以下この条において「サービス計画」という。）を作成しなければならない。

2 サービス計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サー

ビス計画の内容に沿って作成しなければならない。

- 3 通所介護事業所の管理者は、サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 通所介護事業所の管理者は、サービス計画を作成した際には、当該サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 従業者は、それぞれの利用者について、サービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

（管理者の責務）

第73条 通所介護事業所の管理者は、通所介護事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 通所介護事業所の管理者は、当該通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第74条 通所介護事業者は、通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員
- (5) 指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第75条 通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定認知症対応型通所介護を提供できるよう、通所介護事業所ごとに従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

2 通所介護事業者は、通所介護事業所ごとに、当該通所介護事業所の従業者によって指定認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 通所介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第76条 通所介護事業者は、利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第77条 通所介護事業者は、非常災害の種別に応じた個別具体的な防災計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 通所介護事業者は、常に施設と地域社会との連携が図られ、非常非常災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりに努めなければならない。

3 通所介護事業者は、非常災害に備えるために、非常用食料等の必要な物品の備蓄に努めなければならない。

（衛生管理等）

第78条 通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 通所介護事業者は、当該通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（地域との連携等）

第79条 通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、本市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（記録の整備）

第80条 通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1） 認知症対応型通所介護計画

（2） 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録

（3） 次条において準用する第29条に規定する本市への通知に係る記録

（4） 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

（5） 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第81条 第10条から第14条 まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条及び第54条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第74条に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第5章 小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針

第82条 指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数等）

第83条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下この章において「居宅介

護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下この章において「従業者」という。)の員数は、次に掲げる従業者を確保するために必要な数以上とする。

(1) 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者 通いサービス(登録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用するために居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章に置いて同じ。)を事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。)の利用者(当該居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護場合にあっては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。)の数が3人又はその端数を増すごとに、常勤換算方法で1人以上

(2) 訪問サービス(従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護をいう。)の提供に当たる従業者 常勤換算方法で1人以上

(3) 夜間及び深夜の時間帯を通じて勤務する従業者(宿直勤務を除く。) 1人以上

(4) 宿直勤務を行う従業者 当該宿直勤務に必要な数

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項の従業者のうち1人以上の者は、常勤でなければならない。

4 第1項の従業者のうち1人以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。

5 宿泊サービス(登録者を事業所に宿泊させて行う小規模多機能型居宅介護をいう。)の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務を行う従業者を置かないことができる。

6 居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該従

業者は、当該施設等の職務に従事することができる。

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (2) 指定地域密着型特定施設
- (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (4) 指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)

- 7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機能型居宅介護を行う事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保険医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する居宅介護事業者又は複合型サービス事業者により設置される当該事業所以外の事業所等であつて当該居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下「本体事業所」という。))との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下「サテライト型居宅介護事業所」という。)の訪問サービスに当たる従業者については、本体事業所の職員により当該居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。
- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う従業者又は複合型サービス従業者(第152条第1項に規定する複合型サービス従業者をいう。)により当該サテライト型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う従業者を置かないことができる。
- 9 第4項の規定にかかわらず、サテライト型居宅介護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。
- 10 居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該居宅介護事業所に併設する第6項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。
- 11 前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者で

なければならない。

12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者(第97条において「研修修了者」という。)を置くことができる。

13 居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、予防基準条例第45条第1項から第12項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。(管理者)

第84条 居宅介護事業者は、居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は併設する前条第6項各号に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)に従事することができるものとする。

2 前項本文及び第153条第1項の規定にかかわらず、居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。)、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所指定複合型サービス事業所等(以下これらを「介護事業所等」という。)の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。)として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、

別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（居宅介護事業者の代表者）

第85条 事業者の代表者は、介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 設備に関する基準

（登録定員及び利用定員）

第86条 居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該居宅介護事業者が居宅介護予防事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数の合計数）の上限をいう。）を25人（サテライト型居宅介護事業所にあっては、18人）以下とする。

2 居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

（1） 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（サテライト型居宅介護事業所にあっては12人）まで

（2） 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人（サテライト型居宅介護事業所にあっては6人）まで

（設備及び備品等）

第87条 居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、地域交流室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げるもののうち、居間、食堂及び宿泊室の設備の基準は、次のとおりとする。

（1） 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

（2） 宿泊室

ア 1室の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認めら

れる場合は、2人とすることができるものとする。

イ 1室の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。

ウ ア及びイを満たす宿泊室(以下「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

エ 居間はプライバシーが確保されたものであれば、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めて差し支えないものとする。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域に設置しなければならない。

5 居宅介護事業者が居宅介護予防事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、予防基準条例第49条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第88条 居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(介護支援専門員を配置していないサテライト型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（居宅サービス事業者等との連携）

第89条 居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めなければならない。

3 居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第90条 居宅介護事業者は、従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（利用料等の受領）

第91条 居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 居宅介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

（1）利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

（2）利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問

サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 宿泊に要する費用

(5) おむつ代

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 居宅介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針）

第92条 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）

第93条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、適切に行うものとする。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

(3) 指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、小規模多機能型居宅介

- 護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 従業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (6) 居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (7) 指定小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いてはならない。
- (8) 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守りを行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。

（居宅サービス計画の作成）

第94条 居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行うものとする。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第95条 居宅介護事業者は、毎月、本市（法第42条の2第9項において準用する法第41条第10項の規定により法第42条の2第8項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第96条 居宅介護事業者は、登録者が他の居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（サービス計画の作成）

第97条 居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員（介護支援専門員を配置していないサテライト型居宅介護事業所にあつては研修修了者。）に、小規模多機能型居宅介護計画（以下この条において「サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 介護支援専門員は、サービス計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。
- 3 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したサービス計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなくてはならない。
- 4 介護支援専門員は、サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 介護支援専門員は、サービス計画を作成した際には、当該サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 介護支援専門員は、サービス計画の作成後においても、常にサービス計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更を行う。
- 7 第2項から第5項までの規定は、前項に規定するサービス計画の変更について準用する。

（介護等）

第98条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における従業者以外の者による介護を受けさせてはなら

ない。

- 3 居宅介護事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と従業者が共同で行うよう努めるものとする。

（社会生活上の便宜の提供等）

第99条 居宅介護事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めなければならない。

- 2 居宅介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

- 3 居宅介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（緊急時等の対応）

第100条 従業者は、現に指定小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（運営規程）

第101条 居宅介護事業者は、居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員
- (5) 指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

（定員の遵守）

第102条 居宅介護事業者は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。

（非常災害対策）

第103条 居宅介護事業者は、非常災害の種別に応じた個別具体的な防災計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- 2 居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう常に連携を図るとともに、非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努めなければならない。
- 3 居宅介護事業者は、非常災害に備えるために、非常用食料等の必要な物品の備蓄に努めなければならない。

（協力医療機関等）

第104条 居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかねばならない。

- 2 居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
- 3 居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

（調査への協力等）

第105条 居宅介護事業者は、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、適切な指定小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

（地域との連携等）

第106条 居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員、当該事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、本市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 5 居宅介護事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。

（居住機能を担う併設施設等への入居）

第107条 居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第83条第6項各号に掲げる施設その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（記録の整備）

第108条 居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する

次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 居宅サービス計画
 - (2) 小規模多機能型居宅介護計画
 - (3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (4) 第93条第6号に規定する身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (5) 次条において準用する第29条に規定する本市への通知に係る記録
 - (6) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (7) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (8) 第106条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
- (準用)

第109条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第73条、第75条及び第78条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第101条に規定する重要事項に関する規程」と、第73条第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と読み替えるものとする。

第6章 認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針

第110条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護(以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。)の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居(法第8条第19項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下この章において「共

同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「グループホーム」という。)ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下この章において「従業者」という。)の員数は、当該グループホームを構成する共同生活住居ごとに、次に掲げる従業者を確保するために必要な数以上とする。

- (1) 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者を常勤換算方法で、共同生活住居の利用者(当該事業者が予防基準条例第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(以下「共同生活介護予防事業者」という。)の指定を併せて受け、かつ指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該グループホームにおける指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。)の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上
- (2) 夜間及び深夜の時間帯を通じて行われる勤務(宿直勤務を除く。)を1人以上の従業者に行わせるために必要な数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項の従業者のうち1人以上の者は、常勤でなければならない。
- 4 グループホームに、規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす従業者を置くほか、第83条に定める小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護の従業者を置いているとき又は第152条に規定する複合型サービス事業所の人員に関する基準を満たす複合型サービスの従業者を置いているときは、当該従業者は、当該小規模多機能型居宅介護事業所又は複合型サービス事業所の職務に従事することができる。
- 5 共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であつて認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に

支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。

- 6 前項の計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。
- 7 第6項の計画作成担当者のうち1人以上のものは、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。
- 8 前項の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。
- 9 介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができるものとする。
- 10 共同生活介護事業者が共同生活介護予防事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、予防基準条例第72条第1項から第9項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第112条 共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定複合型サービス事業所の職務に従事することができるものとする。

- 2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（共同生活介護事業者の代表者）

第113条 共同生活介護事業者の代表者は、介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 設備に関する基準

第114条 事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。

2 共同生活住居は、その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、地域交流室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。

3 1室の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。

4 1室の居室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。

5 居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。

6 グループホームは、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域に設置しなければならない。

7 共同生活介護事業者が共同生活介護予防事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、予防基準条例第75条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（入退居）

第115条 指定認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。

2 共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等に

より当該入居申込者が認知症であることの確認をしなければならない。

- 3 共同生活介護事業者は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
- 4 共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 5 共同生活介護事業者は、利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 6 共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第116条 共同生活介護事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

- 2 共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料等の受領）

第117条 共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- (1) 食材料費
 - (2) 理美容代
 - (3) おむつ代
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針）

第118条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行われなければならない。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 4 共同生活住居における従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 5 共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 6 共同生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 7 共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の

評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（サービス計画の作成）

第119条 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者に、認知症対応型共同生活介護計画（以下この条において「サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 サービス計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。
- 3 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したサービス計画を作成しなければならない。
- 4 計画作成担当者は、サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 計画作成担当者は、サービス計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 計画作成担当者は、サービス計画の作成後においても、他の従業者及び利用者がサービス計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。
- 7 第2項から第5項までの規定は、前項に規定するサービス計画の変更について準用する。

（介護等）

第120条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
- 3 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めるものとする。

（社会生活上の便宜の提供等）

第121条 共同生活介護事業者は、利用者の趣味又は嗜好^しに応じた活動の支援に努め

なければならない。

- 2 共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（管理者による管理）

第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

（運営規程）

第123条 共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 利用定員
- (4) 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第124条 共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。
- 3 共同生活介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第125条 共同生活介護事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（協力医療機関等）

第126条 共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

3 共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第127条 共同生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 共同生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

（記録の整備）

第128条 共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1） 認知症対応型共同生活介護計画

（2） 第116条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

（3） 第118条第6項に規定する身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（4） 次条において準用する第29条に規定する本市への通知に係る記録

（5） 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 次条において準用する第106条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第37条まで、第39条、第41条、第42条、第73条、第78条、第100条、第103条、第105条及び第106条第1項から第4項までの規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、第73条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針

第130条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第8条第20項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下この章において「特定施設」という。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下この章において「特定施設事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第131条 特定施設事業者が指定地域密着型特定施設（以下この章において「特定施設」という。）ごとに置くべき指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下この章において「従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

（1）生活相談員 1人以上

（2）看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員

ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。

イ 看護職員の数は、常勤換算方法で、1人以上とすること。

ウ 常に1人以上の指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。

（3）機能訓練指導員 1人以上

（4）計画作成担当者 1人以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項第1号の生活相談員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される特定施設をいう。以下同じ。）にあっては、常勤換算方法で1人以上とする。

5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

6 第1項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつ

て、地域密着型特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

- 7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員

(2) 病院 介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

- 8 第1項第1号の生活相談員、同項第2号の看護職員及び介護職員、同項第3号の機能訓練指導員並びに同項第4号の計画作成担当者は、当該職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 9 特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設されている場合においては、特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第83条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす指定小規模多機能型居宅介護の従業者を置いているとき又は第152条に定める指定複合型サービス事業所の人員に関する基準を満たす指定複合型サービスの従業者を置いているときは、当該特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は当該指定複合型サービス事業所の職務に従事することができる。

- 10 特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員により当該特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(管理者)

- 第132条 特定施設事業者は、特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定施設の管理上支障がない場合は、当該特定施設

における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第133条 特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての特定施設の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 特定施設は、一時介護室（一時的に利用者に移して指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。）、浴室、便所、食堂、地域交流室及び機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を、利用者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の浴室及び食堂を利用できる場合にあっては浴室及び食堂を設けないことができるものとする。

4 特定施設の介護居室（指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための専用

の居室をいう。以下同じ。）、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。

(1) 介護居室は、次の基準を満たすこと。

ア 1室の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。

イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(2) 一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。

(3) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

(5) 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(6) 機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

5 特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

6 特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

7 前各項に定めるもののほか、特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法(昭和23年法律第186号)の定めるところによる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第134条 特定施設事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第146条の重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 特定施設事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

3 特定施設事業者は、より適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場

合にあつては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。

- 4 第10条第2項から第6項までの規定は、第1項の規定による文書の交付について準用する。

（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始等）

第135条 特定施設事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

- 2 特定施設事業者は、入居者が指定地域密着型特定施設入居者生活介護に代えて当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。

- 3 特定施設事業者は、入居申込者又は入居者（以下「入居者等」という。）が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

- 4 特定施設事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

（法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意）

第136条 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム及び施行規則第15条第3号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅である特定施設において指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供する事業者は、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第137条 特定施設事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の開始に際しては当該開始の年月日及び入居している特定施設の名称を、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の終了に際しては当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

- 2 特定施設事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料等の受領）

第138条 特定施設事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該特定施設事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 特定施設事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 特定施設事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

（1） 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

（2） おむつ代

（3） 前2号に掲げるもののほか、指定地域密着型特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定施設事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針）

第139条 特定施設事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護は、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 従業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

- 4 特定施設事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 5 特定施設事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 特定施設事業者は、自らその提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 7 特定施設事業者は、前項の評価について、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。

（サービス計画の作成）

第140条 特定施設の管理者は、計画作成担当者に地域密着型特定施設サービス計画（以下この条において「サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだサービス計画の原案を作成しなければならない。
- 4 計画作成担当者は、サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 5 計画作成担当者は、サービス計画を作成した際には、当該サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 計画作成担当者は、サービス計画作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者に

についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更を行うものとする。

- 7 第2項から第5項までの規定は、前項に規定するサービス計画の変更について準用する。

（介護）

第141条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 特定施設事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきししなければならない。

- 3 特定施設事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

- 4 特定施設事業者は、前3項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

（機能訓練）

第142条 特定施設事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

（健康管理）

第143条 特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

（相談及び援助）

第144条 特定施設事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

（利用者の家族との連携等）

第145条 特定施設事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（運営規程）

第146条 特定施設事業者は、特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 入居定員及び居室数
- (4) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第147条 特定施設事業者は、利用者に対し、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

- 2 特定施設事業者は、当該特定施設の従業者によって指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。
- 3 特定施設事業者は、前項ただし書の規定により指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 4 特定施設事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(協力医療機関等)

第148条 特定施設事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

- 2 特定施設事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
(記録の整備)

第149条 特定施設事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し

ておかなければならない。

2 特定施設事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 地域密着型特定施設サービス計画
- (2) 第137条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第139条第5項に規定する身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第147条第3項に規定する結果等の記録
- (5) 次条において準用する第29条に規定する本市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) 次条において準用する第106条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
- (9) 施行規則第65条の4第4号に規定する書類
(準用)

第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第73条、第77条、第78条、第100条及び第106条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第73条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第8章 複合型サービス

第1節 基本方針

(基本方針)

第151条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下「指定複合型サービス」という。)の事業は指定居宅サービス等基準条例第64条に規定する訪問

看護の基本方針及び第82条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数等）

第152条 指定複合型サービスの事業を行う者（以下「複合型サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「複合型サービス事業所」という。）ごとに置くべき指定複合型サービスの提供に当たる従業者（以下この章において「複合型サービス従業者」という。）の員数は、次に掲げる複合型サービス従業者を確保するために必要な数以上とする。

- （1） 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定複合型サービスの提供に当たる複合型サービス従業者 通いサービス（登録者（指定複合型サービスを利用するために複合型サービス事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を複合型サービス事業所に通わせて行う指定複合型サービス事業をいう。以下同じ。）の提供に当たる者を常勤換算方法で、その利用者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上
 - （2） 訪問サービス（複合型サービス従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う複合型サービス（本体事業所である複合型サービス事業所又はサテライト型居宅介護事業所の居宅において行う指定複合型サービスを含む。）をいう。以下同じ。）の提供に当たる複合型サービス従業者 常勤換算方法で2人以上
 - （3） 宿直勤務を除く夜間及び深夜の時間帯を通じて指定複合型サービスの提供に当たる複合型サービス従業者 1人以上
 - （4） 宿直勤務を行う複合型サービス従業者 当該宿直勤務に必要な数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項の複合型サービス従業者のうち1人以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。
- 4 第1項の複合型サービス従業者のうち、常勤換算方法で2.5人以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）でなければならない。
- 5 第1項の通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、1人以上の

者は、看護職員でなければならない。

- 6 宿泊サービス(登録者を複合型サービス事業所に宿泊させて行う指定複合型サービス(本体事業所である複合型サービス事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定複合型サービスを含む。)をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる複合型サービス従業者を置かないことができる。
- 7 複合型サービス事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該複合型サービス従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。
 - (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (2) 指定地域密着型特定施設
 - (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (4) 指定介護療養型医療施設(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)
- 8 複合型サービス事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び複合型サービス計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該複合型サービス事業所の他の職務に従事し、又は当該複合型サービス事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。
- 9 前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。
- 10 指定複合型サービス事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定複合型サービスの事業と指定訪問看護の事業が同一の事業所において一体

的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準条例第65条第1項第1号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第4項の規定により同条第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第7条12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第153条 複合型サービス事業者は、複合型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、複合型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該複合型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該複合型サービス事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2 前項の管理者は、複合型サービス事業所又は介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

（指定複合型サービス事業者の代表者）

第154条 複合型サービス事業者の代表者は、複合型サービス事業所又は介護事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

第3節 設備に関する基準

（登録定員及び利用定員）

第155条 複合型サービス事業所は、その登録定員を25人以下とする。

2 複合型サービス事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（指定複合型サービス事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

（1）通いサービス 登録定員の2分の1から15人まで

（2）宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで

（設備及び備品等）

第156条 複合型サービス事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、地域交流室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定複合型サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げるもののうち、居間、食堂及び宿泊室の設備の基準は、次のとおりとする。

（1） 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

（2） 宿泊室

ア 1室の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

イ 1室の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、指定複合型サービス事業所が病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。

ウ ア及びイを満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

エ 居間は、プライバシーが確保されたものであれば、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定複合型サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定複合型サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 複合型サービス事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域に設置しなければならない。

第4節 運営に関する基準

（指定複合型サービスの基本取扱方針）

第157条 指定複合型サービスは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 複合型サービス事業者は、自らその提供する指定複合型サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（指定複合型サービスの具体的取扱方針）

第158条 指定複合型サービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。

- （1） 指定複合型サービスは、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で適切に行うものとする。
- （2） 指定複合型サービスは、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- （3） 指定複合型サービスの提供に当たっては、複合型サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- （4） 複合型サービス従業者は、指定複合型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。
- （5） 指定複合型サービス事業者は、指定複合型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- （6） 指定複合型サービス事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- （7） 指定複合型サービスは、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。
- （8） 指定複合型サービス事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日

においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守りを行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。

(9) 看護サービス(指定複合型サービスのうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「看護師等」という。))が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。)の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第160条第1項に規定する複合型サービス計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう適切に行わなければならない。

(10) 看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、サービスの提供を行わなければならない。

(11) 特殊な看護等については、これを行ってはならない。

(主治の医師との関係)

第159条 複合型サービス事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。

2 複合型サービス事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

3 複合型サービス事業者は、主治の医師に複合型サービス計画及び複合型サービス報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

4 当該複合型サービス事業所が病院又は診療所である場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示及び前項の複合型サービス報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。

(複合型サービス計画及び複合型サービス報告書の作成)

第160条 複合型サービス事業所の管理者は、介護支援専門員に複合型サービス計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に複合型サービス報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。

3 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に当たっては、地域における活動

への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。

- 4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の複合型サービス従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した複合型サービス計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなくてはならない。
- 5 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 6 介護支援専門員は、複合型サービス計画を作成した際には、当該複合型サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 7 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成後においても、常に複合型サービス計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて複合型サービス計画の変更を行う。
- 8 第2項から第7項までの規定は、前項に規定する複合型サービス計画の変更について準用する。
- 9 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した複合型サービス報告書を作成しなければならない。
- 10 前条第4項の規定は、複合型サービス報告書の作成について準用する。

（緊急時等の対応）

第161条 複合型サービス従業者は、現に指定複合型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の複合型サービス従業者が看護職員である場合にあつては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。

（記録の整備）

第162条 複合型サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 複合型サービス事業者は、利用者に対する指定複合型サービスの提供に関する次

に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 居宅サービス計画
- (2) 複合型サービス計画
- (3) 第158条第6号に規定する身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第159条第2項に規定する主治の医師による指示の文書
- (5) 第160条第10項に規定する複合型サービス報告書
- (6) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (7) 次条において準用する第29条に規定する本市への通知に係る記録
- (8) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (9) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (10) 次条において準用する第106条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第163条 第10条から第14条 まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第73条、第75条、第78条、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条及び第101条から第107条までの規定は、指定複合型サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第163条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、第107条中「第83条第6項各号」とあるのは「第152条第7項各号」と読み替えるものとする。

付 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)附則第10条第2項の規定により、本市のみなし指定を受けている指定地域密着型サービス事業者のうち、当該事業所の存する市町村の指定地域密着型サービス事業の基準を満たしているものについては、この条例の基準を満たしているものとみなす。

